あなたの年金に上乗せ！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

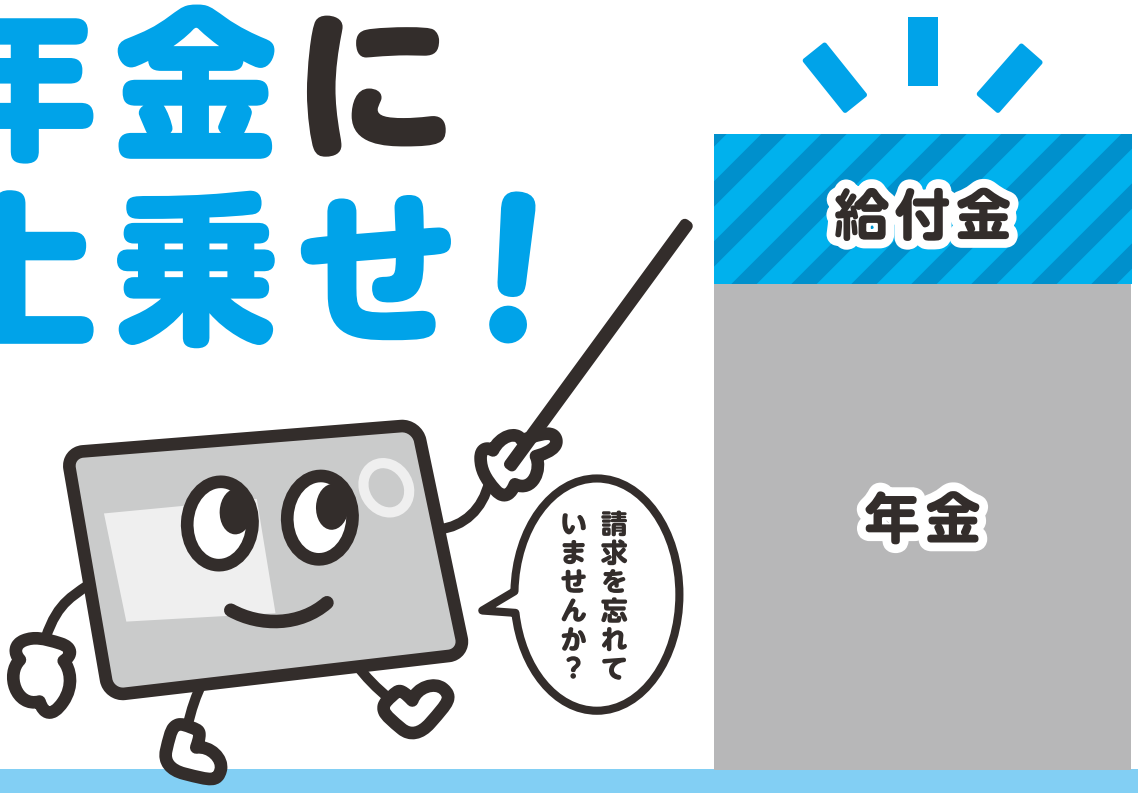

年金生活者支援給付金

対象の方には日本年金機構から封筒が届きます！

- 老齢基礎年金を受給している方
- 障害基礎年金を受給している方
- 遺族基礎年金を受給している方

年金生活者を支援する給付金を受け取るための大切なお知らせです。

168−8505
東京都杉並区高井戸西
3−25−24
年金　幸子　様
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
1 2 3 4 5

給付金手続関係書類 在中

あなたは「年金
を受け取ること
開封して内容をご
請求してください。

手続きは、たった3カ所記入するだけ！

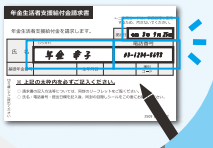

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

一度手続きを行えば、来年以降は継続的に支給されます。

※支給要件を満たさなくなる場合は、給付金の支給は終了します。その後に要件を満たす場合は改めて請求が必要となります。

あなたが対象者か、ウェブでかんたんチェック！…▶ 年金 給付金 検索

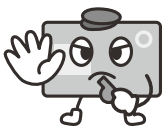

日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。給付金詐欺にご注意ください。

年金生活者支援給付金は、3種類。

以下の支給要件を満たしている方が対象です。
また、受け取るには請求手続きが必要です。

手続きは、封筒に同封されたハガキに3カ所記入するだけ。

1 老齢基礎年金を受給している方へ
老齢年金生活者支援給付金

支給要件
- 65歳以上　・世帯全員が住民税非課税
- 前年の年金とその他所得合わせ：約93万円以下

支給額
- 月額 5,620円 等を基準に算出　※保険料納付済期間等に応じる　※支給額は、人によって異なる

詳しい計算式は特設サイトをご確認ください。……▶ 年金 給付金 検索

2 障害基礎年金を受給している方へ
障害年金生活者支援給付金

支給要件
- 前年の所得：約492万円以下　※扶養親族の数で増額

支給額
- 月額（障害2級）5,620円　・月額（障害1級）7,025円

3 遺族基礎年金を受給している方へ
遺族年金生活者支援給付金

支給要件
- 前年の所得：約492万円以下　※扶養親族の数で増額

支給額
- 月額 5,620円　※子が受給する場合、子の数で割る

請求のお問い合わせは、お電話またはお近くの年金事務所へ。

日本年金機構 給付金専用ダイヤル
0570-05-4092
03-5539-2216（050から始まる電話でおかけになる場合）

受付時間　月曜日 8:30～19:00｜火～金曜日 8:30～17:15｜第2土曜日 9:30～16:00
※月曜日が祝日の場合は、翌開庁日は19:00まで受付。12/29～1/3は受付なし。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

⚠ 日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。給付金詐欺にご注意ください。